

# 第90回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成28年6月17日(金曜日) 午前10時  
(受付開始 午前 9時)

## 開催場所

東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 4階「宴」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## 議決権行使期限

平成28年6月16日(木曜日) 午後5時30分まで

## CONTENTS

第90回定時株主総会招集ご通知 …… 1

(添付書類)

事業報告 …… 3

連結計算書類 …… 16

計算書類 …… 19

監査報告書 …… 22

株主総会参考書類 …… 28

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第7号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)更新の件

蛇の目ミシン工業株式会社

証券コード 6445

(証券コード6445)  
平成28年6月1日

株 主 各 位

東京都八王子市狭間町1463番地  
**蛇の目ミシン工業株式会社**  
代表取締役社長 大場道夫

## 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月16日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 4階「宴」  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第90期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第90期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第7号議案

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。

(当社ウェブサイト [http://www.janome.co.jp/ir/ir\\_meeting.html](http://www.janome.co.jp/ir/ir_meeting.html))

- (1) 事業報告の「会社の現況」のうち「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」
- (3) 計算書類の「個別注記表」

なお、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記（1）～（3）の事項となります。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。  
(当社ウェブサイト [http://www.janome.co.jp/ir/ir\\_meeting.html](http://www.janome.co.jp/ir/ir_meeting.html))

## < 企業理念 >

当社及び当社グループは、お客様や株主の皆様をはじめ、社会にとって、そして社員にとってかけがえのない企業を目指し、企業価値向上のため、以下の企業理念、行動憲章に基づいて活動しております。

### 企業理念

1. ジャノメは世界の人々の豊かで創造的な生活の向上を目指す。
2. ジャノメは常に価値ある商品とサービスの提供を通じて社会・文化の向上に貢献する。

### ジャノメグループ行動憲章

企業理念を実践するため、「行動憲章」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。  
(当社ウェブサイト <http://www.janome.co.jp/company/index.html>)

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 当社グループ（企業集団）の現況

#### (1) 事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、堅調な個人消費に支えられた米国・欧州諸国など先進国経済の牽引により緩やかな景気の回復が続きましたが、中国経済の急激な減速及び原油価格下落の影響を受けたロシア、ブラジルなど資源国経済の低迷により、依然として先行きは不透明なまま推移いたしました。

わが国経済におきましては、雇用・所得環境が改善したものの、輸出・生産面において円安効果が一巡したことや中国・資源国経済が減速した影響を受け、消費者マインドが停滞するなど、厳しい経営環境となりました。

このような中、当社グループにおきましては、3カ年にわたる中期経営計画の最終年度として、高収益体質の確立を目指し、各種施策を講じてまいりました。国内外における家庭用ミシンの新製品投入、中国における産業機器事業の販売・サービス拠点開設、連結子会社であるジャノメダイカスト（株）とハウセイ工業（株）の合併などの諸施策を実施するとともに、製造、販売及び管理コストの削減に取り組み、価格競争力の強化を図ってまいりました。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しく、当期の総売上高は42,661百万円（前期比3,358百万円減）、営業利益は2,466百万円（前期比494百万円減）となり、経常利益は2,646百万円（前期比64百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,548百万円（前期比312百万円減）を計上いたしました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

#### <家庭用機器事業>

海外ミシン市場におきましては、市場ニーズに即した実用コンピュータミシンと刺しゅう専用機の新機種を発売し、比較的堅調に推移している欧米等を中心に、需要喚起に努めました。一方で、ロシア及び新興国では、不安定な経済状況の影響を受けて不振が続きました。

国内ミシン市場におきましては、家庭用ミシンのフラッグシップモデルの拡販、ソーイング関連イベントへの積極的な出展など、新規ユーザーの開拓と国内市場の活性化に注力いたしました。しかしながら、景気の先行き不透明感や実質賃金の減少を受けて消費者の購買意欲が低下したことなどから、国内ミシン販売は低調な動きとなりました。

これらの結果、海外・国内ミシンの販売台数は166万台（前期比33万台減）となりました。

以上の結果、家庭用機器事業の売上高は34,073百万円（前期比3,228百万円減）、営業利益は1,912百万円（前期比445百万円減）となりました。

#### <産業機器事業>

卓上ロボット・エレクトロプレス事業におきましては、中国の深圳に開設した販売・サービス拠点の活用や、ネットワーク対応に優れた卓上ロボットと直交ロボットを拡充するなど、サービス及び製品ともに強化に努めました。

ダイカスト鋳造関連事業におきましては、ジャノメダイカスト（株）とホウセイ工業（株）の連結子会社間の合併による効果を活かした営業活動を推進したことにより、順調に推移いたしました。

しかしながら、市場の競争激化の影響などにより、産業機器事業全体としては、売上高は5,828百万円（前期比127百万円減）、営業利益は460百万円（前期比101百万円減）となりました。

#### <その他事業>

ITソフトウェア・情報処理サービス、24時間風呂の据付・メンテナンスサービスなどに、不動産賃貸収入を加えたその他事業の売上高は2,758百万円（前期比2百万円減）となり、また、一般管理費の削減等に努めたものの、営業利益は44百万円（前期比66百万円減）となりました。

なお、当期の配当金につきましては、個別決算において1,392百万円の繰越欠損金を計上しており、利益配分が行えないため、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。ご了承ください。

## ②設備投資等の状況

当社グループにおける当期の設備投資等の総額は、1,118百万円（前期比67百万円減）となりました。

その主なものは、当社及び子会社の生産設備機械費用、新機種に係る金型費用等によるものです。

なお、上記以外にソフトウェア等の無形固定資産を221百万円取得いたしております。

## (2)財産及び損益の状況の推移

区 分	第87期	第88期	第89期	第90期 (当期)
売 上 高 (百万円)	38,652	44,696	46,019	42,661
営 業 利 益 (百万円)	1,727	2,905	2,961	2,466
経 常 利 益 (百万円)	455	2,353	2,711	2,646
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	88	1,460	1,860	1,548
1株当たり当期純利益 (円)	4.56	75.56	96.25	80.11
純 資 産 (百万円)	16,373	18,117	21,696	21,949
1株当たり純資産額 (円)	819.12	903.42	1,083.27	1,095.86
総 資 産 (百万円)	50,183	51,409	54,054	51,240

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2. 平成27年10月1日付で10株を1株にする株式併合を実施しましたが、第87期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

## (3)重要な子会社の状況

当社には連結子会社が19社ありますが、主なものは次のとおりであります。

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
ジャノメ台湾(株)	NT\$ 300,000,000	100	ミシンの製造販売
ジャノメタイランド(株)	BAHT 97,400,000	65	ミシンの製造販売
ジャノメアメリカ(株)	US\$ 3,300,000	100	ミシンの販売
ジャノメカナダ(株)	CAN\$ 300,000	100	ミシンの販売
ジャノメUK(株)	£ 1,500,000	100	ミシンの販売
ジャノメヨーロッパ(株)	EUR 1,000,000	100	ミシンの販売
エルナスイス(株)	CHF 1,450,000	100	ミシンの販売
ジャノメオーストラリア(株)	A\$ 1,000,000	100	ミシンの販売
ジャノメダイカスト(株)	百万円 300	100	ダイカスト鑄造品等の製造販売
(株)ジャノメクレディア	百万円 150	97	ITソフトウェア・ 情報処理サービス
(株)ジャノメサービス	百万円 30	100	24時間風呂の据付・ メンテナンスサービス

- (注) 1. 当社の出資比率には間接保有を含んでおります。  
 2. ジャノメダイカスト(株)は、収益基盤強化を目的として平成27年10月1日にホウセイ工業(株)(100%子会社)を吸収合併しております。  
 3. 当期よりジャノメブラジル(有)を連結子会社としております。  
 4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (4)対処すべき課題

##### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方の指針を「コーポレート・ガバナンス基本方針」として定め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

(当社ウェブサイト <http://www.janome.co.jp/company/governance.html>)

##### ②中期経営計画

当社グループでは、これまでに築きあげた信用と信頼に基づき、5年後の100周年、次の100年を念頭に置きながら新たに中期経営計画『JANOME BREAKTHROUGH 2018』を策定し、主要な目標として次の3つを掲げ取り組んでまいります。

- 1) 家庭用ミシン事業で、業界をけん引するリーディングカンパニーとなる。
- 2) 家庭用ミシンと産業機器の二本柱に加え、将来的に第三の柱となりうる新たな商材またはサービスの創出へ積極的に取り組む。
- 3) 次の100年を生き続けるために、顧客価値提供の対価である収益を上げ続ける。  
上記目標達成に向け、次の基本方針に基づき対応いたします。

##### (i) 企業価値向上

内部統制、内部監査強化、監査等委員会設置会社への移行等を通じて企業統治を強化し、株主・従業員を含む全てのステークホルダーの利益の最大化を図る。

充実した自己資本、健全な財務基盤、資本効率の計数として営業利益率10%、自己資本比率40%、自己資本純利益率（ROE）10%、総資産経常利益率（ROA）10%、有利子負債依存度25%という中長期目標を定め、当中期経営計画初年度で単体決算の累積損失を解消し、復配実現を目指す。株主還元は、まず単体ベースの配当性向40%、次に連結ベースの総還元性向30%を目指す。

##### (ii) 改革

社員全員が危機感と主体性をもって業務効率化に取り組み、意識改革と組織の構造改革を実現する。

##### (iii) 選択と集中

事業環境の変化に鑑み、3年間で3割ほど成長が期待できる事業領域（海外ミシン販売、産業機器販売）及び新規事業に重点的に経営資源を投じ、利益の拡大、最大化を図る。

- (iv) 製造コストの更なる削減による価格競争力の強化  
今までの常識にとられない製品開発手法に取り組むとともに、部品調達力を強化し、各工場の生産能力と特徴を見直しながら原価低減に繋げる。
- (v) 市場の潜在需要を先取りした製品開発  
顕在需要だけでなく潜在需要を先取りし、魅力的な特徴を備えた製品を世に送り出す。

詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

(当社ウェブサイト [http://www.janome.co.jp/ir/ir\\_financial.html](http://www.janome.co.jp/ir/ir_financial.html))

### ③女性の活躍推進

当社は従業員が、男女の性差なく仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境をつくることによって、男性だけではなく、女性従業員もその能力を発揮できるようにするため、女性の役員・管理職登用に関する自主行動計画を策定しております。多様な人材の活用と育成を推進し、2020年に本社の女性管理職を現状の13%から20%とすることを目指します。詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

(当社ウェブサイト [http://www.janome.co.jp/company/diversity\\_woman.html](http://www.janome.co.jp/company/diversity_woman.html))

(5)主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
家庭用機器事業	家庭用ミシン、ロックミシン他の製造販売、ミシン関連商品及び洋裁関連商品他の製造販売、24時間風呂の製造販売
産業機器事業	エレクトロプレス、卓上ロボット、スカラロボット、ダイカスト鋳造品他の製造販売
その他事業	ITソフトウェア・情報処理サービス、24時間風呂の据付・メンテナンスサービス、不動産賃貸他

(6)主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

当 社	本 社 (東京工場)	東京都八王子市狭間町1463番地
	主 要 な 店 支 店	西東京支店・八王子支店・千葉支店・仙台支店・富山支店・名古屋支店・大阪支店・福岡支店 (全国合計85店)
子 会 社	海 外	ジャノメ台湾株式会社 (台湾) ジャノメタイランド株式会社 (タイ) ジャノメアメリカ株式会社 (アメリカ) ジャノメカナダ株式会社 (カナダ) ジャノメUK株式会社 (イギリス) ジャノメヨーロッパ株式会社 (オランダ) エルナスイス株式会社 (スイス) ジャノメオーストラリア株式会社 (オーストラリア)
	国 内	ジャノメダイカスト株式会社 (本社) 山梨県都留市 株式会社ジャノメクレディア (本社) 東京都江東区 株式会社ジャノメサービス (本社) 東京都八王子市

## (7)従業員の状況（平成28年3月31日現在）

## ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,316名	212名減

(注) 従業員数は、臨時従業員（嘱託社員など366名）を除く就業員数としております。

## ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
685名	62名増	44.9歳	13.3年
(男性) 463名	11名増	46.0歳	14.3年
(女性) 222名	51名増	42.1歳	10.2年

(注) 従業員数は、臨時従業員（嘱託社員など296名）を除く就業員数としております。

## (8)主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社りそな銀行	4,705 [4,687]
三井住友信託銀行株式会社	3,193 [3,175]
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,173 [2,465]
株式会社三井住友銀行	2,270 [2,095]

- (注) 1. 上記は、借入金残高1,000百万円以上の借入先であります。  
 2. [ ]は当社個別の借入額であります。  
 3. 当社は資金の安定的な調達に向け、上記の取引銀行4行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約（融資枠120億円）を締結しております。

#### (9) 資本政策の基本方針

当社は、充実した自己資本を確保し、健全な財務基盤を強化するとともに、資本効率の向上を追求することにより、株主利益の最大化を目指すことを基本方針としております。個別繰越欠損金解消後は継続的な復配及び自己株式の取得等を行える財務体質を構築いたします。なお、資本政策につきましては、当社ウェブサイトに掲載している中期経営計画に記載しております。

(当社ウェブサイト [http://www.janome.co.jp/ir/ir\\_financial.html](http://www.janome.co.jp/ir/ir_financial.html))

#### (10) 株式等の政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式に関する保有方針及び議決権の行使基準について、コーポレート・ガバナンス基本方針第11条に定め、当社ウェブサイトに掲載・開示しております。

(当社ウェブサイト <http://www.janome.co.jp/company/governance.html>)

## 2. 会社の現況

### (1)株式の状況（平成28年3月31日現在）

①発行可能株式総数 45,000,000株

（注）平成27年6月19日開催の第89回定時株主総会の決議により、平成27年10月1日付で株式併合に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は405,000,000株減少し、45,000,000株となっております。

②発行済株式の総数 19,521,444株

（注）平成27年6月19日開催の第89回定時株主総会の決議により、平成27年10月1日付で10株を1株にする株式併合を実施し、発行済株式総数は175,693,004株減少し、19,521,444株となっております。

③株主数 15,867名（前期末比 1,683名減）

### ④大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
大栄不動産株式会社	1,537,411	7.95
株式会社りそな銀行	758,708	3.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	396,100	2.04
蛇の目従業員持株会	346,300	1.79
株式会社埼玉りそな銀行	343,200	1.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	280,500	1.45
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	231,918	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	216,800	1.12
蛇の目協力会持株会	202,900	1.04
不二サッシ株式会社	200,000	1.03

（注）持株比率は自己株式（189,714株）を控除して計算しております。

### (2)新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3)会社役員 の 状 況

#### ①取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	眞 壁 八 郎	
代表取締役社長	大 場 道 夫	
取 締 役 ※	石 水 寛 治	経営企画本部長
取 締 役 ※	河 島 正 司	産業機器営業本部長
取 締 役 ※	喜 多 村 昌 幸	生産管理本部長・海外生産管理室長、ジャノメ台湾株式会社董事長
取 締 役	佐 藤 慎 一	
常 勤 監 査 役	村 山 義 晴	
監 査 役	中 澤 真 二	中澤公認会計士事務所
監 査 役	田 中 敬 三	田中法律事務所

- (注) 1. 取締役 佐藤慎一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 中澤真二氏、田中敬三氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 中澤真二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する知見を有しております。なお、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ております。(当社は平成27年10月28日に社外役員の独立性判断基準を制定し、当社ウェブサイトにおいて公表しております。当該基準に抵触しない社外役員を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定いたします。)(当社ウェブサイト <http://www.janome.co.jp/company/governance.html>)
4. 監査役 田中敬三氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、会社法第427条第1項、定款第30条及び第39条の規定に基づき、取締役佐藤慎一及び監査役 村山義晴、中澤真二、田中敬三の各氏との間でそれぞれ責任限定契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役または監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める金額を限度とするものです。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、※印を付した取締役は常務執行役員を兼任しております。なお、取締役 石水寛治氏及び喜多村昌幸氏は、平成28年4月1日付で昇任し専務執行役員を兼任しております。
7. 石水寛治氏は、平成28年5月23日付で株式会社ジャノメクレディアの代表取締役社長を兼任しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (1)	104 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	23 (8)
合 計	9	128

(注) 取締役及び監査役の報酬決定方針と手続

当社は、取締役の報酬決定にあたっては、個々の実績、貢献度、期待度、歴任年数等を勘案したうえで代表取締役が報酬案を作成し、取締役会に提案することとしております。また、取締役の報酬決定の手続については、株主総会で承認された限度額の範囲内において代表取締役が提案を行い、取締役会において慎重に審議し、社外取締役の意見も聴取した上で取締役会決議により決定しております。

また、監査役の報酬決定については、株主総会で承認された限度額の範囲で、監査役の協議により決定しております。

③社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	佐 藤 慎 一	当期開催の取締役会18回すべてに出席し、主に経営者としての経験と幅広い見識をもとに意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	中 澤 真 二	当期開催の取締役会18回すべてに出席し、また、監査役会14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	田 中 敬 三	当期開催の取締役会18回すべてに出席し、また、監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### (4)会計監査人の状況

##### ①会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### ②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

##### ④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、改善の見込みがないと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の独立性及び専門性、ならびに会計監査人の職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

##### ⑤会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,540	流 動 負 債	19,064
現金及び預金	6,300	支払手形及び買掛金	2,927
受取手形及び売掛金	7,019	短期借入金	13,241
商品及び製品	5,390	未払法人税等	288
仕掛品	524	賞与引当金	469
原材料及び貯蔵品	2,288	その他	2,137
繰延税金資産	628		
その他	523	固 定 負 債	10,226
貸倒引当金	△134	長期借入金	742
		再評価に係る繰延税金負債	3,494
固 定 資 産	28,700	退職給付に係る負債	5,325
有形固定資産	23,834	その他	664
建物及び構築物	6,458	負 債 合 計	29,291
機械装置及び運搬具	1,077	(純 資 産 の 部)	
土地	14,702	株 主 資 本	15,481
建設仮勘定	239	資 本 金	11,372
その他	1,355	資本剰余金	823
無形固定資産	1,690	利益剰余金	3,609
のれん	72	自己株式	△325
その他	1,618	その他の包括利益累計額	5,703
投資その他の資産	3,175	その他有価証券評価差額金	99
投資有価証券	1,447	土地再評価差額金	6,538
繰延税金資産	1,249	為替換算調整勘定	△350
その他	520	退職給付に係る調整累計額	△583
貸倒引当金	△42	非支配株主持分	764
資 産 合 計	51,240	純 資 産 合 計	21,949
		負 債 純 資 産 合 計	51,240

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		42,661
売上原価		24,962
売上総利益		17,698
販売費及び一般管理費		15,231
営業利益		2,466
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	34	
為替差益	151	
事業再編引当金戻入額	83	
雑収入	131	428
営業外費用		
支払利息	200	
雑損	47	247
経常利益		2,646
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
減損損失	7	
固定資産除売却損	5	
投資有価証券評価損	17	30
税金等調整前当期純利益		2,619
法人税、住民税及び事業税	585	
法人税等調整額	335	921
当期純利益		1,698
非支配株主に帰属する当期純利益		149
親会社株主に帰属する当期純利益		1,548

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	11,372	823	2,077	△325	13,948
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			1,548		1,548
連 結 範 囲 の 変 動			△20		△20
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△0	0	0
土地再評価差額金の取崩			4		4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,532	△0	1,532
当 期 末 残 高	11,372	823	3,609	△325	15,481

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株主持分	純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	238	△0	6,355	798	△398	6,993	754	21,696
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益								1,548
連 結 範 囲 の 変 動								△20
自 己 株 式 の 取 得								△0
自 己 株 式 の 処 分								0
土地再評価差額金の取崩								4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△139	0	182	△1,148	△184	△1,289	10	△1,278
連結会計年度中の変動額合計	△139	0	182	△1,148	△184	△1,289	10	253
当 期 末 残 高	99	-	6,538	△350	△583	5,703	764	21,949

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,896	流 動 負 債	17,791
現金及び預金	2,832	支払手形	240
受取手形	532	買掛金	4,278
売掛金	4,623	短期借入金	11,960
商品及び製品	1,027	未払金	157
原材料	1,218	未払費用	481
仕掛品	84	未払法人税等	122
貯蔵品	31	前受金	114
前払費用	36	預り金	151
繰延税金資産	306	賞与引当金	279
短期貸付金	112	その他	5
そ の 他 金	101		
貸倒引当金	△10	固 定 負 債	7,561
固 定 資 産	31,602	長期借入金	742
有形固定資産	20,047	再評価に係る繰延税金負債	3,494
建物	5,302	退職給付引当金	2,726
構築物	118	未払労働金	327
機械及び装置	107	預り保証金	136
車両及び運搬具	4	その他	133
工具器具及び備品	453	負 債 合 計	25,352
土地	14,062	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,622	株 主 資 本	10,518
借地借家権	378	資 本 金	11,372
その他	1,243	資 本 剰 余 金	823
		資 本 準 備 金	823
投資その他の資産	9,932	利 益 剰 余 金	△1,353
投資有価証券	1,223	利 益 準 備 金	39
関係会社株	7,764	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,392
長期貸付金	6	繰越利益剰余金	△1,392
固定化営業債	184	自 己 株 式	△325
長期差入保証金	50	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,628
繰延税金資産	650	その他有価証券評価差額金	90
そ の 他 金	94	土 地 再 評 価 差 額 金	6,538
貸倒引当金	△42	純 資 産 合 計	17,146
資 産 合 計	42,499	負 債 純 資 産 合 計	42,499

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	32,315
売上原価	22,614
売上総利益	9,700
販売費及び一般管理費	8,749
営業利益	951
営業外収益	
受取利息	6
受取配当金	735
事業再編引当金戻入額	83
雑収	44
雑収	44
営業外費用	
支払利息	159
為替差損	145
雑損	39
雑損	39
経常利益	1,475
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産除売却損	1
関係会社株式評価損	17
減損	7
減損	7
税引前当期純利益	1,448
法人税、住民税及び事業税	220
法人税等調整額	262
当期純利益	965

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資 準 備 金	資 剩 余 金 計	利 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	11,372	823	823	39	△2,361	△2,322	△325	9,548	
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
当 期 純 利 益					965	965		965	
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0	
自 己 株 式 の 処 分					△0	△0	0	0	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					4	4		4	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	969	969	△0	969	
当 期 末 残 高	11,372	823	823	39	△1,392	△1,353	△325	10,518	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	227	△0	6,355	6,582	16,131
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益					965
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					4
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△137	0	182	45	45
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△137	0	182	45	1,015
当 期 末 残 高	90	-	6,538	6,628	17,146

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

蛇の目マシン工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯浅信好 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉岡昌樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、蛇の目マシン工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、蛇の目ミシン工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

蛇の目ミシン工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯浅信好 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉岡昌樹 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、蛇の目ミシン工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

蛇の目シン工業株式会社 監 査 役 会

常勤監査役	村山 義晴	印
社外監査役	中澤 真二	印
社外監査役	田中 敬三	印

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件 (資本準備金及び利益準備金の額の減少)

早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少いたしたいと存じます。

### (1)減少する準備金の額

資本準備金	823,427,727円
利益準備金	39,035,947円

### (2)増加する剰余金の額

その他資本剰余金	823,427,727円
繰越利益剰余金	39,035,947円

### (3)準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成28年6月17日

(剰余金の処分)

会社法第452条の規定に基づき、上記の準備金の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補いたしたいと存じます。

### (1)減少する剰余金の額

その他資本剰余金	823,427,727円
----------	--------------

### (2)増加する剰余金の額

繰越利益剰余金	823,427,727円
---------	--------------

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、その他、条文の新設・削除に伴う条数の変更、語句の修正等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="337 276 560 306">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="178 334 435 364">(招集者および議長)</p> <p data-bbox="160 364 737 462">第13条 総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長がこれを招集し、その議長にあたる。</p> <p data-bbox="160 465 737 563">社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</p> <p data-bbox="160 591 538 621">第14条～第17条 (条文省略)</p> <p data-bbox="249 654 651 684">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="178 712 379 742">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="160 742 737 810">第18条 当社の取締役は<u>13</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="178 870 263 901">(選任)</p> <p data-bbox="160 901 737 1037">第19条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="160 1040 737 1070">取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p data-bbox="937 276 1161 306">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="777 334 1034 364">(招集者および議長)</p> <p data-bbox="759 364 1336 462">第13条 総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長がこれを招集し、その議長にあたる。</p> <p data-bbox="759 465 1336 563">社長に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>がこれにかわる。</p> <p data-bbox="759 591 1167 621">第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="848 654 1250 684">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="777 712 978 742">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="759 742 1336 848">第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>は10名以内とする。 <u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="777 870 861 901">(選任)</p> <p data-bbox="759 901 1336 1070">第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="759 1073 1336 1103">取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、<u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずしてこれを開くことができる。</u></p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。 ただし、<u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずしてこれを開くことができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の委任) 第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)  <u>第24条</u> 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>第25条～第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)  <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)  <u>第31条</u> 当会社は監査役を置く。  <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任)  <u>第32条</u> 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</p> <p>(任期)  <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	<p>(役付取締役)  <u>第25条</u> 取締役会はその決議をもって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く) の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>—以下条数繰り下げ—  <u>第26条～第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)  <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会) 第35条 当社は監査役会を置く。 監査役は監査役会を構成する。 監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の5日前に各監査役に対して発する。 ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手續を経ずしてこれを開くことができる。</p> <p>(監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>(監査等委員会) 第32条 当社は監査等委員会を置く。監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續を経ずしてこれを開くことができる。</p> <p>(監査等委員会規則) 第34条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)  <u>第39条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第40条～第42条（条文省略）</p> <p>（中間配当）  第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条の5の規定に従い中間配当をすることができる。</u>  中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に取締役会で定める。</p> <p>第44条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>(削除)</p> <p>—以下条数繰り上げ—  <u>第35条～第37条</u>（現行どおり）</p> <p>（中間配当）  第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項の規定に従い中間配当をすることができる。</u>  中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月<u>以内</u>に取締役会で定める。</p> <p>第39条（現行どおり）</p> <p>附則  <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u>  <u>当社は、第90回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

（ご参考）

取締役候補者選任の方針及びプロセス

取締役候補者は、次の指名方針に沿って代表取締役が協議を行った上で、幅広い多様な人材の中から決定いたしました。

- ①当社グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- ②社会的な責任・使命を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	ま かね はち ろう 真 壁 八 郎 (昭和22年1月4日生)	昭和44年 4 月 当社入社 平成15年 6 月 当社取締役 平成19年 6 月 当社常務取締役 平成20年 6 月 当社代表取締役副社長 平成21年 6 月 当社代表取締役社長 平成27年 6 月 当社代表取締役会長 (現任)	53,000株

**【取締役在任年数】**

13年 ※本総会終結時

**【当期における取締役会の出席状況】**

18/18回 (100%)

**【重要な兼職の状況】**

重要な兼職はありません。

**【候補者とした理由】**

眞壁八郎氏は、当社入社後、主に研究開発部門及び管理部門を担当し、経営構造改革に取り組むなど、豊富な業務経験と実績を有しております。また、代表取締役として強いリーダーシップでグループ全体を牽引してまいりました。このような豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

**【候補者と当社との特別の利害関係等】**

眞壁八郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	おお ば みち お 大 場 道 夫 (昭和26年3月29日生)	昭和51年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社代表取締役専務 平成26年6月 当社代表取締役副社長 平成27年6月 当社代表取締役社長(現任)	22,400株

## 【取締役在任年数】

5年 ※本総会終結時

## 【当期における取締役会の出席状況】

18/18回 (100%)

## 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

## 【候補者とした理由】

大場道夫氏は、当社入社後、主に国際営業部門及び管理部門を担当し、グローバルマネジメントを推進するなど、豊富な業務経験と実績を有しております。また、代表取締役として強いリーダーシップでグループ全体を牽引してまいりました。このような経験や知見を踏まえ、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

## 【候補者と当社との特別の利害関係等】

大場道夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	いし みず かん じ 石 水 寛 治 (昭和27年10月27日生)	昭和50年4月 株式会社埼玉銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成10年7月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）市場業務管理室長 平成15年4月 株式会社埼玉りそな銀行市場業務管理室長 平成17年10月 りそなビジネスサービス株式会社執行役員 平成21年6月 同社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役、経営企画本部長（現任） 当社常務執行役員 平成28年4月 当社専務執行役員（現任） 平成28年5月 株式会社ジャノメクレディア代表取締役社長（現任）	3,200株

**【取締役在任年数】**

3年 ※本総会終結時

**【当期における取締役会の出席状況】**

18/18回（100%）

**【重要な兼職の状況】**

石水寛治氏は株式会社ジャノメクレディアの代表取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社の子会社（出資比率97%）であります。当社は同社にITソフトウェア・情報処理サービス等の業務委託をしております。

**【候補者とした理由】**

石水寛治氏は、当社入社後、経営企画本部長として中期経営計画をはじめとする全社的な経営戦略を立案・推進するなど、経営企画分野において高い知見と実績を有しております。このような経験や知見を踏まえ、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

**【候補者と当社との特別の利害関係等】**

石水寛治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	喜多村昌幸 (昭和28年2月16日生)	昭和52年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役、生産管理本部長(現任) 平成25年8月 当社海外生産管理室長(現任) 平成27年5月 ジャノメ台湾(株) 董事長(現任) 平成28年4月 当社専務執行役員(現任)	18,900株

【取締役在任年数】

3年 ※本総会終結時

【当期における取締役会の出席状況】

17/18回 (94%)

【重要な兼職の状況】

喜多村昌幸氏はジャノメ台湾株式会社の董事長を兼務しておりますが、同社は当社の100%子会社であります。同社は当社製品を製造し、当社及び当社グループへ販売しております。なお、当社は同社との取引内容等について、あらかじめ取締役会で承認し、同社の事業年度の終了後に取締役会に実績を報告しております。

【候補者とした理由】

喜多村昌幸氏は、当社入社後、主に生産管理部門を担当し、グローバルな戦略的部品調達による製造コスト削減や生産体制の再構築を推進するなど豊富な業務経験と実績を有しております。このような経験や知見を踏まえ、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との特別の利害関係等】

喜多村昌幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	河島正司 (昭和29年1月29日生)	昭和51年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成26年10月 当社産業機器営業本部長(現任)	10,600株

**【取締役在任年数】**

3年 ※本総会終結時

**【当期における取締役会の出席状況】**

18/18回(100%)

**【重要な兼職の状況】**

重要な兼職はありません。

**【候補者とした理由】**

河島正司氏は、当社入社後、主に国際営業部門を担当し、新規顧客の開拓等によりグローバル化を推進するなど、豊富な業務経験と実績を有しております。また、産業機器営業本部長として、事業成長に向けた体制の整備を推進してまいりました。このような経験や知見を踏まえ、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

**【候補者と当社との特別の利害関係等】**

河島正司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	たか やす とし や 高 安 俊 也 (昭和39年9月26日生) 新任	昭和62年4月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員 平成26年10月 当社経営企画本部経営企画室長(現任) 平成28年4月 当社常務執行役員(現任)	8,000株

【取締役在任年数】

一年

【当期における取締役会の出席状況】

—

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【候補者とした理由】

高安俊也氏は、当社入社後、主に国際営業部門を担当し、長年にわたり海外子会社の経営に携わり収益基盤を強化するなど豊富な業務経験と実績を有しております。また、経営企画室長として全社的な経営戦略を立案・推進してまいりました。このような経験や知見を踏まえ、取締役として選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との特別の利害関係等】

高安俊也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

(ご参考)

監査等委員である取締役候補者選任の方針及びプロセス

監査等委員である取締役候補者は、次の指名方針に沿って代表取締役が協議を行い、監査役会の同意を得た上で、幅広い多様な人材の中から決定いたしました。

- ①当社グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- ②公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者。

監査等委員である社外取締役候補者は、次の指名方針に沿って代表取締役が協議を行い、監査役会の同意を得た上で、幅広い多様な人材の中から決定いたしました。

- ①当社の一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者。
- ②当社グループの経営理念を理解し、社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。
- ③監査等委員（社外取締役）としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や経験を生かして、中立的・客観的な視点で取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	相澤昭彦 (昭和30年1月16日生) 新任	昭和52年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社管理本部長(現任) 平成24年4月 当社常務執行役員(現任)	12,400株

## 【取締役在任年数】

一年

## 【当期における取締役会の出席状況】

—

## 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

## 【候補者とした理由】

相澤昭彦氏は、当社入社後、主に管理部門を担当し、コーポレート・ガバナンスの強化や人事マネジメントの推進など豊富な業務経験と実績を有しております。また、経営全般に関し、十分な見識を有していることから、監査等委員として適切・公正な監督・監査を期待できると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

## 【候補者と当社との特別の利害関係等】

相澤昭彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 【責任限定契約の内容の概要】

当社は、相澤昭彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項、現行定款第30条の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める金額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	さとう しんいち 佐藤 慎一 (昭和26年2月6日生) 新任 社外取締役	昭和48年4月 株式会社埼玉銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成8年7月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）検査部主任検査役 平成14年6月 大栄不動産株式会社執行役員 平成22年6月 同社取締役兼専務執行役員ビル事業本部長 平成26年6月 当社取締役（現任）	0株

**【取締役在任年数】**

2年 ※本總會終結時

**【当期における取締役会の出席状況】**

18/18回（100%）

**【重要な兼職の状況】**

重要な兼職はありません。

**【候補者とした理由】**

佐藤慎一氏は社外取締役候補者であります。

同氏は経営者としての経験と幅広い見識をもとに、社外取締役として当社の経営を監督していただくと共に、経営全般に助言を頂戴しております。そのため、監査等委員として、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断したことから、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。

**【候補者と当社との特別の利害関係等】**

佐藤慎一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

**【責任限定契約の内容の概要】**

当社は、会社法第427条第1項、現行定款第30条の規定に基づき、佐藤慎一氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める金額を限度とするものです。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	なかざわしんじ 中澤真二 (昭和25年3月17日生) 新任 社外取締役	昭和57年8月 公認会計士登録 平成元年1月 中澤公認会計士事務所開設 平成13年6月 当社監査役(現任)	100株

## 【監査役在任年数】

15年 ※本総会終結時

## 【当期における監査役会の出席状況】

14/14回 (100%)

## 【当期における取締役会の出席状況】

18/18回 (100%)

## 【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

## 【候補者とした理由】

中澤真二氏は社外取締役候補者であります。

同氏は公認会計士として、企業財務に精通し、十分な見識を有しておられることから、監査等委員として適切・公正な監督・監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものであります。

## 【候補者と当社との特別の利害関係等】

中澤真二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 【独立役員】

中澤真二氏は、当社の定める独立性判断基準を満たしており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏を本定時株主総会における選任後、再度独立役員として指定する予定です。当社が定める社外役員の独立性判断基準につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.janome.co.jp/company/governance.html>)

## 【責任限定契約の内容の概要】

当社は、会社法第427条第1項、現行定款第39条の規定に基づき、中澤真二氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める金額を限度とするものです。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	たなか けいぞう 田中 敬三 (昭和35年4月10日生) 新任 社外取締役	平成6年4月 弁護士登録 平成13年4月 田中法律事務所開設 平成23年6月 当社監査役(現任)	0株

**【監査役在任年数】**

5年 ※本総会終結時

**【当期における監査役会の出席状況】**

14/14回 (100%)

**【当期における取締役会の出席状況】**

18/18回 (100%)

**【重要な兼職の状況】**

重要な兼職はありません。

**【候補者とした理由】**

田中敬三氏は社外取締役候補者であります。

同氏は弁護士として企業法務に精通し、十分な見識を有しておられることから、監査等委員として適切・公正な監督・監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものであります。

**【候補者と当社との特別の利害関係等】**

田中敬三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

**【独立役員】**

田中敬三氏は、当社の定める独立性判断基準を満たしており、同氏を本定時株主総会における選任後、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。当社が定める社外役員の独立性判断基準につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.janome.co.jp/company/governance.html>)

**【責任限定契約の内容の概要】**

当社は、会社法第427条第1項、現行定款第39条の規定に基づき、田中敬三氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める金額を限度とするものです。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月27日開催の第81回定時株主総会において年額2億4千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億4千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名となります。

本議案は、第2号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額8千万円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は4名となる予定です。本議案は、第2号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 第7号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成25年6月21日開催の第87回定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為への対応策（以下本議案において「旧プラン」といいます。）を導入いたしました。

旧プランの有効期間は、平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、本総会の終結の時をもって満了いたします。

これを受けて、当社は、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを下記のとおり更新することを決定いたしました（当該更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「本プラン」といいます。）。本プランは旧プランに、平成28年5月13日開催の当社取締役会で決議され、同日発表いたしました監査等委員会設置会社への移行に伴う変更等の形式的な修正を行っておりますが、

内容を実質的に変更している箇所はございません。なお、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴う修正は、本総会において第2号議案「定款一部変更の件」(本総会招集ご通知28～33頁ご参照)を承認可決いただき、当社が監査等委員会設置会社となることを条件としてその効力が生じるものといたします。

つきましては、本議案は、本プランについて株主の皆様意思を適切に反映させるため、本プランの更新についてご承認をお願いするものであります。

## 記

### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為(下記Ⅲ 2.(3) ①で定義されます。以下同じとします。)があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが顕在化しております。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者(下記Ⅲ 2.(3) ①で定義されます。以下同じとします。)の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

### II 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### 1. 企業価値向上に資する取組み

当社は、大正10年に創業し、日本国内で初めてミシンの国産化を成し遂げて以来、「世界の人々の豊かで創造的な生活の向上を目指す」「常に価値ある商品とサービスの提供を通じて社会、文

化の向上に貢献する」という企業理念及びジャノメグループ行動憲章に基づき、企業価値の向上に取り組んでおります。

昭和39年には蛇の目ミシン技術研究所を設立、昭和54年には国産初のコンピュータミシンを発売したのをはじめ、常に家庭用ミシン業界のリーダー的存在として、製品開発力、技術力を生かした新製品を提供してまいりました。さらに平成2年には24時間風呂「湯名人」シリーズを発売、優れた技術と製品の利便性の高さから、お客様の支持を得て、同市場では高いシェアを維持しております。また、家庭用ミシンの生産で培った先進技術をベースに、「卓上ロボット」「エレクトロプレス」などの産業用機器を開発、携帯電話等の情報端末機器や自動車関連企業など生産現場の省力化と高度な品質管理が求められる企業に向けて、積極的に販売活動を展開しております。企業の生産拠点が海外へシフトしている状況に対応すべく、各拠点の販売・サービス体制の拡充にも注力しております。

当社グループの企業価値の源泉は①技術力と経験、②マーケティングと開発力、③ブランド、④販売力、⑤人材等にあると考えています。

具体的には、第一に、90年以上の歴史を通じて蓄積してまいりました技術と経験を生かして、多くの製品群を提供、その高いクオリティは100カ国を超える世界のお客様から「品質のJANOME」として、高い評価をいただいております。

第二に、世界各地の市場から効率的なマーケティングにより得た情報をもとに、お客様のニーズに応える魅力的な製品を開発、提供しております。

第三に、90年以上にわたる歴史と高い技術力に支えられた「JANOME」ブランドは、家庭用ミシンにおけるトップブランドとして世界中のお客様から信頼をいただいております。さらに、産業機器においても「JANOME」ブランドは認知度を高めつつあり、企業価値の源泉と位置付けております。

第四に、当社グループは、国内においては直営支店において、ミシンをはじめとする家庭用機器を直接お客様に販売するとともに、代理店、量販店等を通じて、堅固な販売網を築いてまいりました。また、海外では、欧米中心に販売子会社を配するとともに、新興国中心に本社から直接現地代理店等への販売を行っております。長年にわたり築き上げた販売網及び取引先との信頼関係は、今日のJANOMEの礎となっております。

第五に、これまで述べました「技術力・経験」、「開発力」、「ブランド」、「販売力」を具体的に担う人材群は、当社グループの企業価値の源泉と考えます。

当社は引き続きグローバルシェア拡大を図るとともに、お客様をはじめ株主の皆様にとってかけがえのない企業を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

## 2. 中期的な経営課題への取り組み

当社グループでは、これまで築きあげた信用と信頼に基づき、5年後の100周年、次の100年を念頭に置きながら新たに中期経営計画『JANOME BREAKTHROUGH 2018』を策定し、主要な目標として次の3つを掲げ取り組んでまいります。

- (1) 家庭用ミシン事業で、業界をけん引するリーディングカンパニーとなる。
- (2) 家庭用ミシンと産業機器の二本柱に加え、将来的に第三の柱となりうる新たな商材または

サービスの創出へ積極的に取り組む。

- (3) 次の100年を生き続けるために、顧客価値提供の対価である収益を上げ続ける。  
上記目標達成に向け、次の基本方針に基づき対応いたします。

① 企業価値向上

内部統制、内部監査強化、監査等委員会設置会社への移行等を通じて企業統治を強化し、株主・従業員を含む全てのステークホルダーの利益の最大化を図る。

充実した自己資本、健全な財務基盤、資本効率の計数として営業利益率10%、自己資本比率40%、自己資本純利益率（ROE）10%、総資産経常利益率（ROA）10%、有利子負債依存度25%という中長期目標を定め、当中期経営計画初年度で単体決算の累積損失を解消し、復配実現を目指す。株主還元は、まず単体ベースの配当性向40%、次に連結ベースの総還元性向30%を目指す。

② 改革

社員全員が危機感と主体性をもって業務効率化に取り組み、意識改革と組織の構造改革を実現する。

③ 選択と集中

事業環境の変化に鑑み、3年間で3割ほど成長が期待できる事業領域（海外ミシン販売、産業機器販売）及び新規事業に重点的に経営資源を投じ、利益の拡大、最大化を図る。

④ 製造コストの更なる削減による価格競争力の強化

今までの常識にとらわれない製品開発手法に取り組むとともに、部品調達力を強化し、各工場の生産能力と特徴を見直しながら原価低減に繋げる。

⑤ 市場の潜在需要を先取りした製品開発

顕在需要だけでなく潜在需要を先取りし、魅力的な特徴を備えた製品を世に送り出す。

### 3. コーポレート・ガバナンスについて

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方の指針を「コーポレート・ガバナンス基本方針」として定め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- ① 企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダーの皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正性、財務報告の信頼性を確保するとともに、関係法令・定款等を順守する経営を実現するため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(i) 株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。

(ii) 企業の社会的責任を果たすため、株主、社員、顧客など社会の様々なステークホルダーと適切に協働してまいります。

(iii) 情報開示は重要な経営責任の一つであると認識し、非財務情報を含む会社情報の積極的な情報開示により、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。

(iv) 社外取締役が独立かつ客観的な立場から提言を行える機会を確保し、取締役会による業務執行の監督機能の実効性を高めてまいります。

(v) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

② 当社グループのすべての役員・社員があらゆる活動の拠り所となる企業理念、ジャノメグループ行動憲章を共有してまいります。

## (2) コーポレート・ガバナンス体制

当社が持続的成長を通じて、ステークホルダーの期待に応えるため、さらなる経営の透明性と公正性を確保し、当社グループのコーポレート・ガバナンスを強化するために必要な体制を整備しております。

取締役会においては、経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。取締役会の下には、常務会を置き、重要事項について審議するとともに、特に重大な案件につきましては取締役会に上程し意思決定しております。各部門における諸課題につきましては、執行役員以上をメンバーとする経営戦略会議において、十分な検討・協議等を行っております。また、グループ全体の経営の適正化をより推進するため、国内グループ各社の社長会を定期的で開催し、グループ各社の業務執行に関する情報交換及びコンプライアンス経営についての意思統一を図っております。海外グループ各社につきましては、定期的に国際会議を開催し、重要情報の報告と共有化を通じて業務の適正化を図っております。

当社の取締役候補者につきましては、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ① 当社グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- ② 社会的な責任・使命を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者。

当社の社外取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。

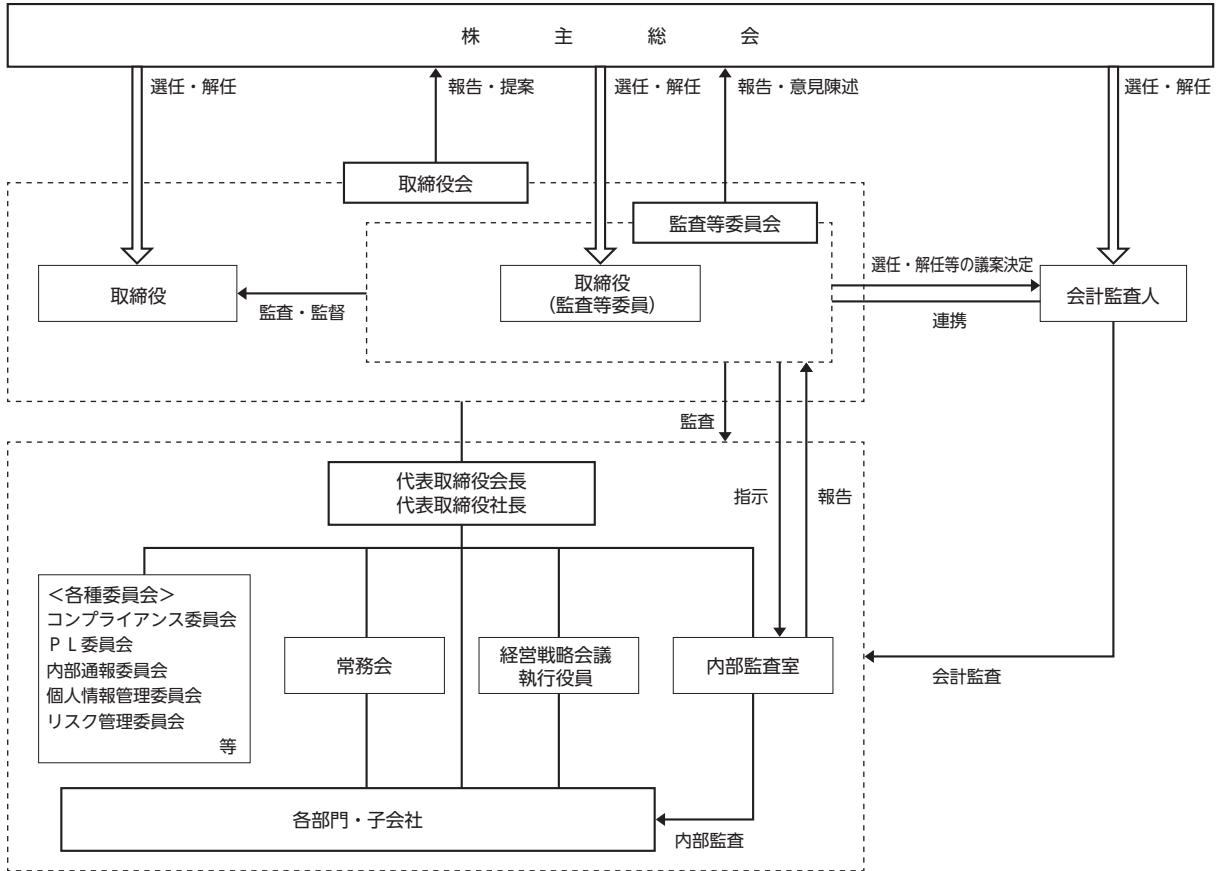
- ① 当社の一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者。
- ② 当社グループの経営理念を理解し、社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。
- ③ 社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や経験を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者。

当社は取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、本総会において第2号議案「定款一部変更の件」（本総会招集ご通知28～33頁ご参照）を承認可決いただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員につきましては、4名のうち3名を当社と利害関係を持たない独立性の高い社外取締役を選任いたします。そのうち1名は公認会計士、1名は弁護士を選任し、監査等委員会等を通じて、厳正な監査を行います。

その他、コンプライアンス委員会、P L（製造物責任）委員会、内部通報委員会、個人情報管理委員会、リスク管理委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

（ご参考）

コーポレート・ガバナンス体制図



### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

##### (1) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて対象会社の株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うものなど、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害することが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様との利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることとなります。

##### (2) 本プラン更新の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様には自由に取引いただいています。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様にご適切に判断していただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、

株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えた上で、以下のとおり本プランを更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。また、平成28年3月31日現在の当社の大株主の状況等は、別紙1のとおりとなっております。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの更新手続—本総会における承認

旧プランは、平成25年6月21日開催の当社第87回定時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第17条に基づき、同定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様意思を反映するため、同条の規定に基づき、本総会における決議によるご承認をお願いするものであります。

### (3) 本プランの発動に係る手続

#### ① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所

有<sup>6</sup>し又は所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者<sup>7</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>8</sup>の合計のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け若しくはこれらに類似する行為又はその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
  3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
  4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
  5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
  6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
  7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
  8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。
- ② 本プランの情報開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<http://www.janome.co.jp/>）に本プランを掲載しております。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定めた上で、上記買

付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、ならびに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
  - ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
  - iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
  - iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）の概要
  - v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
  - vi. 大量買付行為後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
  - vii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
  - viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
  - ix. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
  - x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。
- ③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期及び終期について、速やかに大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様には情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けの場合）又は90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様には情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様には代替案を提示することもあります。

独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該延長された具体的期間及びその延長が必要とされる理由について、大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様には情報開示を行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後又は下記⑥iiiに定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会

計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、中澤真二氏、田中敬三氏及び秋山秀次郎氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙2「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙3「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

⑤ 対抗措置の発動を判断するに当たっての手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、監査等委員全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることとしたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥iiiに定めるとおり、下記⑥iiの場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うに当たり、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様を意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

⑥ 対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を

講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買取である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買取である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買取である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買取である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買取である場合
  - a. 当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがある

ことが客観的かつ合理的に推認される場合

- b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか又はそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

iii. 株主総会の開催

上記 ii のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

⑦ 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、上記⑥ ii の場合で、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は上記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決

定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様に情報開示を行います。

#### (4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙4「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。

#### (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から平成31年6月開催予定の平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成28年5月13日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

また、平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続若しくは更新の可否又は新たな内容のプランの更新等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手續により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を行った場合、本新株予約権の要項に従い当社新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

- (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続等

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項ならびに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につ

きましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様へ情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

##### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

##### 2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的として更新されるものです。

##### 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新に当たり株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2.(2)に記載のとおり、本総会において本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様へ示すものです。加えて、上記Ⅲ 2.(3) ⑥ iii 記載のとおり、当社取締役会は、当該発動条

件に従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様  
の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様  
の意思を確認することとしております。したがって、本プランに基づく対抗措置の発動に関しても株  
主の皆様  
の意思が反映されることとなります。

#### 4. 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記Ⅲ 2.(3) ④に記載のとおり、本プランの更新に当たり、当社取締役会の判断の  
合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置して  
います。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、  
当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会  
の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様  
に情報開示を行うこととされており、当社  
の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組  
みが確保されております。

#### 5. 合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、上記Ⅲ 2.(3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足  
されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する  
ための仕組みを確保しております。

#### 6. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記Ⅲ 2.(3) ③及び⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会  
及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、  
フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得  
ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性  
及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

#### 7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2.(5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される  
取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代  
させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社に係る会社法の取締役の任期規制に従い、取締役（監査等  
委員であるものを除く。）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年としており、期差  
任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができ  
ないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありま  
せん。

(別紙1)

大株主の状況等 (平成28年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 45,000,000株
2. 発行済株式総数 19,521,444株 (自己株式189,714株を含む。)
3. 株主数 15,867名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
大栄不動産株式会社	1,537,411	7.87
株式会社りそな銀行	758,708	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	396,100	2.02
蛇の目従業員持株会	346,300	1.77
株式会社埼玉りそな銀行	343,200	1.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	280,500	1.43
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	231,918	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	216,800	1.11
蛇の目協力会持株会	202,900	1.03
不二サッシ株式会社	200,000	1.02

(別紙2)

### 独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

中澤 真二 (なかざわ しんじ)

**【略歴】**

昭和25年生  
昭和57年 公認会計士登録  
平成元年 中澤公認会計士事務所開設 (現)  
平成元年 税理士登録  
平成13年 当社非常勤監査役 (現)  
平成25年 当社独立委員会委員 (現)

田中 敬三 (たなか けいぞう)

**【略歴】**

昭和35年生  
平成6年 弁護士登録  
平成9年 東京テミス法律事務所入所  
平成12年 国際航業株式会社監査役  
平成13年 田中法律事務所開設 (現)  
平成19年 国際航業株式会社監査役退任  
平成23年 当社非常勤監査役 (現)  
平成25年 当社独立委員会委員 (現)

秋山 秀次郎 (あきやま ひでじろう)

**【略歴】**

昭和24年生  
平成12年 サンケン電気株式会社入社、同社取締役就任  
平成17年 同社取締役上席執行役員就任  
平成19年 同社取締役常務執行役員就任  
平成21年 同社取締役専務執行役員就任  
平成23年 同社取締役退任  
平成24年 埼玉県産業振興公社理事長  
平成25年 当社独立委員会委員 (現)  
平成27年 埼玉県産業振興公社理事長退任

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

上記の各委員就任予定者と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は、本総会において第2号議案「定款一部変更の件」（本総会招集ご通知28～33頁ご参照）が承認可決されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。中澤真二氏及び田中敬三氏は現在、当社の社外監査役ですが、本総会における当社の監査等委員である取締役（社外取締役）候補者です（本総会招集ご通知44～45頁ご参照）。

(別紙3)

## 独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動等に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- ① 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）又は監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
  - ② 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役等の一定範囲の親族でない者
  - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役又は監査役等となったことがない者
  - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役又は監査役等でない者
  - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、第1項第2文に定める契約に別段の定めがない限り、平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとする。
- 第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
  - ② 買付提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動又は不発動
  - ③ 対抗措置の発動について株主の意思を確認する株主総会を開催すべきか否か
  - ④ 対抗措置の中止
  - ⑤ ①ないし④のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
  - ⑥ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

⑦ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うに当たって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

(別紙4)

## 新株予約権の要項

### 1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

#### ② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取締役会が定める数とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

### 5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### 6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

### 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

#### 8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

#### 9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者をいう。

b. a. I において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. II において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。

g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこ

これらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

#### 11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

#### 12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

#### 14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

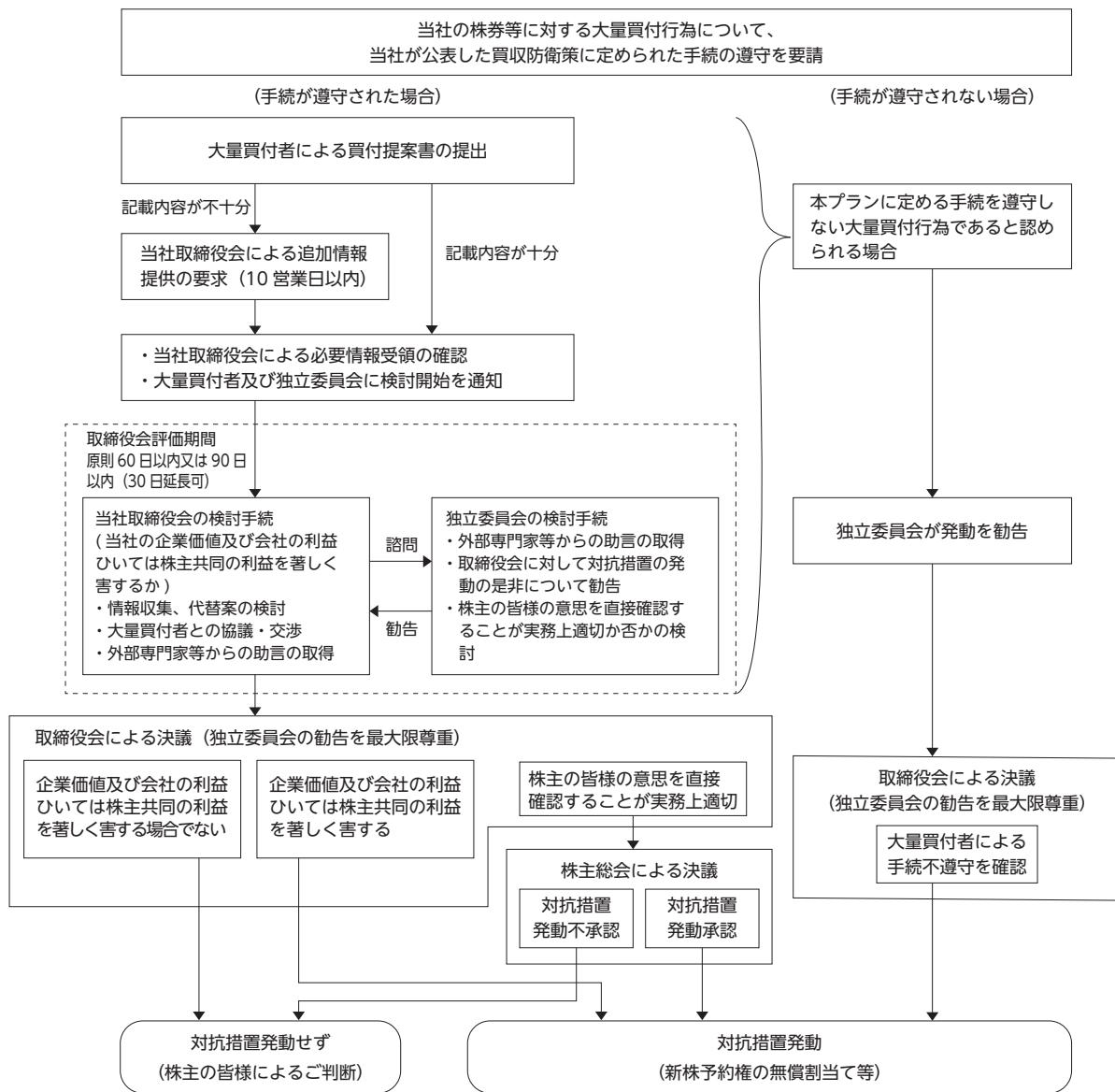
#### 15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法  
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等  
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等  
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考) 大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以上



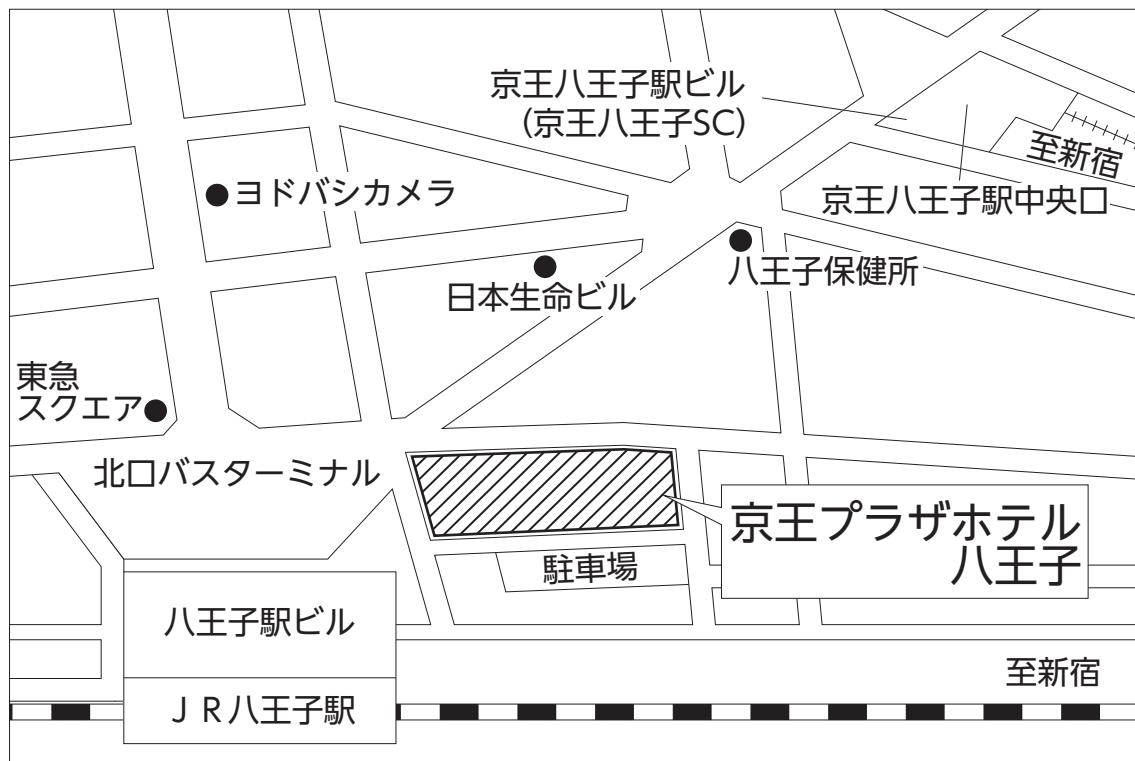






# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 4階「宴」  
電 話 042(656)3111



## 交通手段

[JR線]

JR八王子駅北口前

[京王線]

京王八王子駅中央口より徒歩3分

UD  
FONT

